

令和2年 2月10日

組合員の皆さま

島津製作所健康保険組合

被扶養者認定要件の制度改正（国内居住要件追加）について

令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにもともない、令和2年4月1日より、健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されます。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は**例外的に**認定要件を満たすことになります。

一方で、現在、海外に居住する被扶養者がいる場合など、新たに認定要件となる国内居住を満たさない場合は、令和2年4月以降の扶養認定は認められませんので、扶養削除の異動届（保険証返却）の提出が必要となります。

詳細は、次ページ資料をご確認いただき、所属人事様へ異動届を速やかに提出願います。なお、令和2年4月以前の異動届の受付も可能です（削除証明書は4月1日以降の発行となります）。

※令和2年4月1日以降届出がなく、健保へ扶養削除の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日に遡って資格を抹消いたします。また、医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求いたします。

以上

被扶養者認定要件の制度改正(国内居住の要件追加)について

- 2020年4月1日より、健康保険の被扶養者の認定に際して「**日本国内に住所を有する者**」であることを要件として追加
- ただし、留学生などの場合、日本に住所がなくても日本に生活の基盤があると認められるものについては、例外的に要件を満たすこととする

例外者

① 留学生

② 海外赴任に同行する家族

日本から海外への渡航理由に照らし、これまで日本で生活しており、今後再び日本で生活する蓋然性の高い者等

今後の扶養申請時の注意点

認定対象

原則、日本に住所を有する者

その他の日本に住所を有しない者のうち、日本に生活の基礎があると認められる場合は**例外的に要件を満たす**

※例外的に要件を満たすかどうかは個別に判断が必要となるため、該当者がおられる場合は当組合までご相談ください。

認定対象外

日本に住所を有しない者

日本に住所を有する者であっても、「**医療滞在ビザ**」「**観光・保養を目的とするロングステイビザ**」で来日した場合

※「医療滞在ビザ」とは、人間ドックや健康診断などを受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対して発給されるもの

●短期滞在の在留者は、生活の基盤を移したものと認められない一時的な状態であるため**国内居住とはみなさない**

被扶養者削除届